

平成26年9月19日

全国B型肝炎訴訟北海道原告団
全国B型肝炎訴訟北海道弁護団
薬害C型肝炎訴訟北海道原告団
薬害C型肝炎訴訟北海道原告団
北海道合同法律事務所
弁護士 中島 哲 様

網走郡津別町議会
事務局長 川口 昌志

意見書（写し）の送付について

先に要請のありました意見書について、平成26年9月19日開催の第5回津別町議会定例会で可決され、各関係機関に対し送付しましたので、その意見書（写し）を別紙のとおり送付します。

記

1. 意見書

(1) ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書について

2. 提出先

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 厚生労働大臣

3. 送付部数 写し 各1部

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書

我が国において、ウイルス性肝炎、特にB型・C型肝炎の患者が合計350万人以上とされるほど蔓延しているのは、国の責めに帰すべき事由によるものであるということは、「肝炎対策基本法」や「特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法」、「特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法」でも確認されているところであり、国の法的責任は明確になっている。

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成は、現在、肝炎治療特別促進事業として実施されているが、対象となる医療が、B型・C型肝炎ウイルスの減少を目的とした抗ウイルス療法であるインターフェロン治療とB型肝炎の核酸アナログ製剤治療に限定されているため、医療費助成の対象から外れている患者が相当数に上り、特に、肝硬変・肝がん患者は高額の医療費を負担せざるを得ないだけでなく、就労不能の方も多く、生活に困難を来している。

また、現在は、肝硬変を中心とする肝疾患も「身体障害者福祉法」の障害認定（障害者手帳）の対象とされているものの、医学上の認定基準が極めて厳しいため、亡くなる直前でなければ認定されないといった実態が報告されるなど、現在の制度は、肝炎患者に対する生活支援の実効性を発揮していないとの指摘がされているところである。

他方、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の制定時（平成23年12月）には、「とりわけ肝硬変及び肝がんの患者に対する医療費助成を含む支援の在り方について検討を進めること」との附帯決議がなされた。しかし、国においては、肝硬変・肝がん患者に対する医療費助成を含む生活支援について、新たな具体的措置を講じていない。

肝硬変・肝がん患者は、毎日120人以上の方が亡くなっており、医療費助成を含む生活支援の実現は一刻の猶予もない課題である。

よって、国においては次の事項を実現するよう強く要望する。

記

1. ウイルス性肝硬変・肝がんに係る医療費助成制度を創設すること。
2. 身体障害者福祉法上の肝機能障害による身体障害者手帳の認定基準を緩和し、患者の実態に応じた認定制度にすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年 9月19日

北海道網走郡津別町議会議長 鹿 中 順 一